

「葛南合同庁舎建築工事他基本・実施設計」における見積りのための参考資料

この資料は、競争参加者等の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、建築設計業務委託契約書第 1 条でいう設計業務委託仕様書ではなく、委託契約上の拘束力を持つものではない。

また、この資料はあくまでも発注者が業務委託料の算定を行ううえで想定した内容を示したものであり、発注者側に帰すべき理由による設計条件の変更がない限り、業務委託料の変更は行わない。

本委託は、「千葉県公共建築設計業務等積算基準 千葉県公共建築設計業務等積算要領（令和 6 年 1 0 月）」に基づき積算している。

なお、この資料の有効期限は標記業務の入札日までとし、この資料に関する質問は受け付けない。

(1) 新築工事に係る基本設計及び実施設計

○ 一般業務に係る業務人・時間数の算定

- ・ 算 定 式：千葉県公共建築設計業務等積算要領 第2章2による。
- ・ 類 型：本案件の特記仕様書による。
- ・ 業 務 細 分 率：千葉県公共建築設計業務等積算要領 別表2-2による。

	業務内容の項目		該当項目
基本設計	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	○
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	○
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○
	(5) 基本設計図書の作成		○
実施設計	(6) 概算工事費の検討		○
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		
	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	○
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○
		(ii) 建築確認申請図書の作成	○
	(5) 概算工事費の検討		
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		

- ・ 難 易 度 係 数 : 令和6年国土交通省告示第8号別添三による。

なお、各表において複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。

第3項 【総合】

難易度による補正の対象建築物	該当項目
① 木造の建築物	

第4項 【構造】

難易度による補正の対象建築物	該当項目
① 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	○
② 特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)又は免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	
③ 木造の建築物	

第5項 【設備】

難易度による補正の対象建築物	該当項目
① 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	
② 特別な性能を有する設備が設けられる建築物	○

○ 追加業務に係る業務人・時間数の算定

本案件の特記仕様書における「追加業務の内容及び範囲」や「成果物」等の記載を元に適切に積算すること。

なお、以下の業務については、記載の通り想定している。

- ① 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可に係る、関連図面の作成及び事前協議 [98.58人・時間]
- ② 上記の許可申請に係る書類作成及び手続き業務 [26.04人・時間]
- ③ 新築建築物の屋上への鉄塔設置に係る検討業務 [106.17人・時間]
- ④ 施工者選定方式等に関する市場調査及び検討 [248人・時間]

(2) 解体工事に係る実施設計

○ 一般業務に係る業務人・時間数の算定

- ・ 算 定 式 : 千葉県公共建築設計業務等積算要領 第2章2による。
- ・ 類 型 : 令和6年国土交通省告示第8号別添二「第一号第2類」とする。
- ・ 業 務 細 分 率 : 千葉県公共建築設計業務等積算要領 別表2-2による。

なお、「(4)(i)実施設計図書の作成」において、既存図面が貸与できる場合は業務細分率を補正している。

この場合、図面の作成について、既存図面のスキャンデータをCADデータに貼り付けることにより行うことも可とする。

	業務内容の項目		該当項目
実施設計	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○
		(ii) 建築確認申請図書の作成	
	(5) 概算工事費の検討		
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		

○ 解体工事の対象建物一覧

施設名	延べ面積 (㎡)	既存図面の有無		
		総合	構造	設備
① 千葉県消費者センター本館	2,999.40	○	○	○
② 別棟	18.00	○	○	○
③ 葛南土木事務所高瀬分庁舎本棟	760.64	○	○	○
④ 車庫倉庫棟	211.20	○	○	○

- ・ 難 易 度 係 数 : 令和6年国土交通省告示第8号別添三によるが、本案件については乗じていない。

○ 追加業務に係る業務人・時間数の算定

積算業務に係る業務人・時間数について、新築工事設計の積算と比べて容易であることから、業務細分率を補正している。

また、本案件の特記仕様書における「追加業務の内容及び範囲」や「成果物」等の記載を元に適切に積算すること。

(3) 特別経費

特別経費	該当項目
① RIBC利用料	○
② PUBDISへの業務カルテ登録料	○
③ 各種調査費(詳細は本案件の特記仕様書を参考にする。)	○